

公益財団法人宮崎市体育協会ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人宮崎市体育協会（以下「協会」という。）のホームページに掲載する広告の取扱いについて、公益財団法人宮崎市体育協会広告掲載要綱（平成25年 月 日施行、以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定める。

(広告掲載の基準)

第2条 協会ホームページに掲載する広告物は次に掲げる(1)及び(2)に、広告主（以下、広告掲載の申込みを行おうとする者をいう。）が指定したリンク先のホームページの内容は(1)の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 公益財団法人宮崎市体育協会広告掲載要綱
- (2) 別表に定める公益財団法人宮崎市体育協会ホームページ広告掲載基準

(広告掲載の位置)

第3条 協会ホームページの中の広告掲載の位置は、トップページの右下部及び下部スペースとする。

(広告の規格)

第4条 広告掲載の規格（1枠）は、次のとおりとする。

区分	①トップページ右下部	②トップページ下部
大きさ（単位：ピクセル）	縦60×横180	縦150×横190
形式	G I F（アニメ不可）、J P E G	
データ容量	10KB以下	

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、協会ホームページ又は広報誌に掲載する等して周知するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、6か月以上とする。

- 2 広告は、広告掲載の開始日の前日の午後5時以降に掲載し、終了日の午後5時をもって削除するものとする。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は、1枠につき次のとおりとする。（消費税及び地方消費税の額を除く。）

広告掲載の位置	掲載料（月額）
トップページ右下部	5,000円
トップページ下部	7,000円

(広告掲載の申込み)

第8条 広告主は、宮崎市体育協会ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）、掲載しようとする広告の原稿を添えて、宮崎市体育協会会長（以下「会長」という。）に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条の申込書の提出を受けたときは、速やかに広告掲載の可否を決定するため、公益財団法人宮崎市体育協会広告審査委員会（以下「審査会」という。）を開催するものとする。この場合において、審査会の開催が困難な場合は、書面をもって開催に代えることができる。

- 2 会長は、前項の審査会の結果を広告主に宮崎市体育協会ホームページ広告可否決定通知書（様式第2号）をもって通知するものとする。
- 3 会長は、前項の広告掲載の決定をした後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等（以下、「広告物の内容等」という。）が要綱第3条各号に規定する基準に抵触し、又はそのおそれ

があると認めるときは、広告主に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(契約の締結)

第10条 広告掲載可の決定を受けた広告主は、宮崎市体育協会ホームページ広告掲載契約書(様式第3号)を協会と締結するものとする。

(広告物の提出)

第11条 広告物の原稿は、広告主の責任及び負担で作成し、会長が指定する期日までに協会に提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は、会長の指定する期日までに第7条に規定する広告掲載料に掲載月数を乗じて得た額を協会の指定する金融機関に一括して納付しなければならない。

(広告主の届出義務)

第13条 広告主は、次の各号に該当するときは、宮崎市体育協会ホームページ広告変更届出書(様式第4号)により速やかに会長に届け出るものとする。

- (1) リンク先のホームページのアドレスを変更するとき
- (2) リンク先のホームページに障害等が発生したとき
- (3) 広告を差し替えるとき
- (4) 広告主の名称、所在地及び連絡先等を変更するとき

(広告掲載の取り消し)

第14条 会長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がない場合
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がない場合
- (3) 広告内容が要綱第3条各号に該当することが判明した場合
- (4) その他、会長が協会ホームページへの広告掲載が適切でない判断した場合

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、協会ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により、広告掲載を取り下げようとする場合は、書面により、会長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済の広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載に係わる契約を解除した翌月以降の納付済み額の総額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、協会ホームページの運営を一時停止した場合は、還付しないものとする。
 - (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
 - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- 4 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

(別表)

公益財団法人宮崎市体育協会ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

- 1 この基準は、公益財団法人宮崎市体育協会ホームページバナー広告掲載要領第2条第1項第2号に規定する基準を定めるものである。

(広告物の形式)

- 2 掲載する広告物は、バナー広告とする。

(禁止表現)

- 3 次の表現を含む広告物は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるため、掲載しない。
 - (1) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」などのボタン
 - (2) アラートマーク
 - (3) ラジオボタン
 - (4) テキストボックス（テキスト入力が可能に見えるもの）
 - (5) プルダウンメニュー（下部に選択肢があるようにみえるもの）

(宮崎市体育協会の掲載情報との区分)

- 4 次の表現を含む広告物は、閲覧者が宮崎市体育協会の掲載情報の一部であるかのように混同するおそれがあるため、掲載しない。
 - (1) 協会ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの
 - (2) 「スポーツ相談」「スポーツ指導」など、閲覧者が宮崎市体育協会の事業と誤解しやすいもの
 - (3) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの

(色調)

- 5 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならないこととする。

(解像度)

- 6 広告物の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならないこととする。